六　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成十七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百七十一号）

七　生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十九号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十一条の二（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定温管理流通加工食品の流通行程についての検査方法（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百二十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十一号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる小分け業者の認定の技術的基準の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　地鶏肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十二年十一月九日農林水産省告示第千四百十号）

二　生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十七号）

三　生産情報公表豚肉についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百二十二号）

四　手延べ干しめんについての小分け業者の認定の技術的基準（平成十六年八月四日農林水産省告示第千四百六十九号）

五　生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号）

六　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国小分け業者の認定の技術的基準についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十三号）

七　生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十八号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十二号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十六条の規定に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十三号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第一号ニ(1)(iii)（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十六条第一項第一号ニ(1)(iii)（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間（平成二十八年六月一日農林水産省告示第千二百七十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十四号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第二号ハ（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる告示の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十七号）

二　農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十八年二月七日農林水産省告示第百二十五号）

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百九十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十六条第一項第一号（同法第三十六条において準用する場合を含む。）及び同法第四十四条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）